

議会だより

2009

9月定例会
第2回臨時会
合併号

第154号 2009年(平成21年)12月

<http://www.city.takasago.hyogo.jp/>

Topics

議員定数を2人減！ 22人に！！ ⑪～⑯

～行財政調査検討特別委員会の提言を受け、議員からの提案で可決しました。～

- 行財政調査検討特別委員会が最終報告をしました。
- 行財政調査検討特別委員会において参考人陳述会を開催し、意見を聞きました。

総合計画策定等調査検討特別委員会設置 ⑯

高砂市の今後10年間の方向性を決める総合計画に議会から提言します。

21議案を可決しました(9月定例会) ④

第2回臨時会は3議案を可決しました。

平成21年度一般会計を含む全会計補正予算について可決しました。(9月定例会) ④

平成21年度一般会計補正予算について可決しました。(第2回臨時会)

決算特別委員会設置 ②

平成20年度各会計の決算をチェックします。

一般質問で市政を問う！ ⑤～⑨

10人の議員が市政全般に対する一般質問を行いました。

各常任委員会審査の概要を掲載します ⑩⑪

本会議において全議員で質疑を行った後、各常任委員会で詳細に議論しました。

高砂市議会としての決議を出しました ⑯

核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める決議

人事案件に同意しました ⑯

市長から報告を受けました

市民サービスコーナー / 私立幼稚園設置にかかる意見書 / 第2回高砂西港再整備技術専門委員会の報告

第2回臨時会の日程

8月7日～11日(5日間)

8月7日	開会、提案説明、質疑、委員会付託
10日	委員会審査
11日	委員長報告、討論採決、閉会

9月定例会の日程

9月14日～10月5日(22日間)

9月14日	開会、提案説明、諸報告、討論採決
15・16日	正副議長選挙、委員選任等
24・25日	質疑、委員会付託
28日	一般質問
29・30日	委員会審査
10月1日	委員長報告、討論採決、委員会審査
2日	委員長報告、討論採決、諸報告
5日	質疑(決算)、委員会付託、閉会

新しい議会の構成決まる



議長 生嶋 洋一
(市議当選 8回)



副議長 近藤 清隆
(市議当選 3回)



監査委員 入江 正人
(市議当選 3回)

正・副議長あいさつ

市民の皆様には、平素より市議会に対し深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、9月定例会におきまして、議員の皆様方のご推挙をいただき、高砂市議会の正・副議長に就任させていただくことになりました。私達にとりまして、誠に身に余る光栄なことでありますとともに、その職務の責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

厳しい社会情勢が続く中で、金融不安はもとより新型インフルエンザが猛威を振るい社会的に不安状態に陥っております。

このような中、議会の機能を十分に果たし、「安全安心な住み良いまちづくり」のため、当局と相協力し、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様方には、市政の推進に対しまして、格別のご支援とご協力をお願い申し上げます。

議長 生嶋 洋一
副議長 近藤 清隆

各種委員会名簿

◎ 委員長 ○ 副委員長

議会運営委員会

- ◎ 橋本 芳和
- 横山 義夫
- 北野 誠一郎
- 小松 美紀江
- 入江 利信
- 西野 勝
- 池本 正人
- 晃

環境保全対策特別委員会

- ◎ 藤森 誠
- 鈴木 正典
- 松本 均
- 秋田 さとみ
- 大塚 好子
- 入江 正人
- 三上 秀昭
- 八田 美津子

決算特別委員会

- ◎ 北畑 徹也
- 鈴木 利信
- 小松 美紀江
- 今竹 大祐
- 横山 義夫
- 西野 勝

市議会だより編集委員会

- ◎ 松本 均
- 大塚 好子
- 木谷 勝郎
- 入江 正人
- 近藤 清隆
- 鈴木 正典
- 北畑 徹也
- 橋本 芳和

会派代表者

- 鈴木 利信
- 小松 美紀江
- 今竹 大祐
- 福元 晃
- 西野 勝
- 池本 晃
- 砂川 辰義

常任委員会名簿

◎ 委員長

○ 副委員長

総務



◎砂川 辰義
(公明党)



○藤森 誠
(政友会)



松本 均
(市民クラブ)



木谷 勝郎
(市民ネットワーク)



小松 美紀江
(日本共産党)



入江 正人
(政和会)



近藤 清隆
(民主クラブ)

文教厚生



◎横山 義夫
(民主クラブ)



○鈴木 利信
(市民ネットワーク)



北野誠一郎
(無所属)



大塚 好子
(日本共産党)



三上 秀昭
(民主クラブ)



西野 勝
(平成会)



池本 晃
(政友会)



橋本 芳和
(公明党)

建設経済



◎福元 昇
(民主クラブ)



○北畑 徹也
(政友会)



秋田さとみ
(市民ネットワーク)



生嶋 洋一
(政友会)



今竹 大祐
(政和会)



鈴木 正典
(平成会)



八田美津子
(公明党)

議会選出各種委員会委員名簿

職名	人数	委員名
議会推薦農業委員会委員	3	原 繁隆 原 亀男 森本 克彦
高砂市交通安全対策会議委員	1	生嶋 洋一
環境保全協議会委員	2	福元 昇 藤森 誠
東播臨海救急医療協会理事	1	横山 義夫
加古川歯科保健センター運営協議会委員	1	横山 義夫
東播磨農業共済事務組合議会議員	2	鈴木 利信 北畑 徹也
高砂市社会教育委員	1	松本 均
国民健康保険運営協議会委員	5	木谷 勝郎 大塚 好子 横山 義夫 藤森 誠 橋本 芳和
民生委員推薦会委員	2	鈴木 正典 砂川 辰義
高砂市都市計画審議会委員	5	北野誠一郎 小松美紀江 生嶋 洋一 西野 勝 橋本 芳和
高砂市土地開発公社監事	1	池本 晃
財団法人高砂市勤労福祉財団評議員	1	福元 昇
高砂西港再整備推進協議会委員	1	生嶋 洋一

第2回臨時会での議案概要

可決した補正予算

- 第4回平成21年度高砂市一般会計補正予算

補正予算案の主な事業

- 女性特有のがん検診推進事業
- 高砂市教職員不祥事防止委員会設置経費
- 阿弥陀小学校移転改築事業(校舎、体育館、プール建設工事)

可決したその他の議案

決議

- 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める決議

採択した陳情

- 高砂市梅井6丁目高砂市美化センター・伊保浄化センター東隣に建設計画の産業廃棄物中間処理施設の建設に反対する陳情

9月定例会での議案概要

可決した条例議案

- 高砂市職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例

その他の議案

可決

- 財産の減額譲渡について
- 財産の無償譲渡について
- 動産の買入れについて

許可

- 井奥雅樹議員の議員の辞職

同意した人事案件

- 監査委員を選任するにつき同意を求めること
- 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めること

可決した補正予算

- 第6回平成21年度高砂市一般会計補正予算
- 第3回平成21年度高砂市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市下水道事業特別会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市水道事業会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市工業用水道事業会計補正予算
- 第1回平成21年度高砂市病院事業会計補正予算
- 第7回平成21年度高砂市一般会計補正予算
- 第8回平成21年度高砂市一般会計補正予算

補正予算案の主な事業

- 滞納整理推進事業(インターネット公売システム利用料)
- 住宅手当緊急特別措置事業(離職者への住宅・就労機会支援手当)
- 障害者自立支援事業
- 重度障害者等特別給付金支給事業
- 母子家庭高等技能訓練促進費補助金
- 保育所建設事業(さつき保育園移転改築設計委託)
- 高砂西港底質検査手数料

- 豊かな海創生支援事業
- 消費者行政活性化事業
- 道路新設改良事業(阿弥陀小学校周辺道路整備・市道阿弥陀154号線道路拡幅)
- 救急自動車購入事業
- 救急業務高度化備品購入事業
- 消防団活動事業(携帯用投光器購入)
- 感染症等対策事業(備蓄消耗品、資器材の購入)
- 教材備品購入事業(理科教育等設備備品)
- 小学校施設建設事業(太陽光パネル設置工事等設計委託料)
- 中学校施設建設事業(太陽光パネル設置工事等設計委託料)

緊急雇用就業機会創出事業

- 保育所・高砂児童学園の施設、遊具点検及び修繕等環境整備委託事業
- 消費者保護対策事業
- 開発許可電子台帳作成事業
- 建築概要書電子台帳作成事業

継続審議とした議案

- 高砂市私債権の管理に関する条例
- 高砂市税外公債権の徴収に関する条例
- 平成20年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成20年度高砂市水道事業会計決算認定
- 平成20年度高砂市工業用水道事業会計決算認定
- 平成20年度高砂市病院事業会計決算認定

陳情

不採択

- 市営住宅入居等に関する事情調査の実施について
- 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを国に求める陳情

継続審議

- 法定道路認定に関する陳情書

一般質問

市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では、一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では、一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。くわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に収められています。なお、インターネットでも会議録の閲覧検索が可能です。

政権交代による市政運営について

砂川 辰義

ほか

問 これまでの日本の政治は、自民党が一貫して

政権を握り続け、そのもとでの地方政治の確立・発展、改革が行われてきました。しかし、一般の衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、日本は政権交代という政治の節目を迎えた。自治体運営にも市民生活にも直接影響してくる。市政の舵取りについて市長に伺う。

答 政権がかわっても、私の目指す市民の暮らしを守り、文化をばぐくむ生活文化都市建設の方向は変わらないが、国と関係するところは、その時々々の政権の手法に合わせていかなければならない。国の制度、法律を守りながらも、物を使う地方が拡大していく中で、対立ではなく協調、連携の構図で高砂市の主張はしっかりと申し上げていきたい。

問 一部補正予算の凍結も言われているが市長の認識について伺う。

答 必要性、緊急性等を検討した結果の事業化であり、既に議決を経たものでもあるので、結果として地方軽視だけが残ったということにならないよう、配慮をお願いするところである。

問 社会保障分野において、長寿医療制度廃止等の社会保障分野に対する認識を伺う。

答 国民の明日からの生活に直接かかわる問題だけに、改正後の混乱、不安が生じないような制度、また、政権交代のたびに変更しなくてもよい持続できる制度でなければならぬと思っている。

公共施設内に設置されている自動販売機について

問 平成18年の地方自治法の改正により、公有財産の貸付けが可能になったことから自動販売機の設置を入札により貸付を行う自治体が出てきた。兵庫県が

県有施設の自動販売機設置業者の公募入札を導入した結果、使用料の収入が年間1億8200万円となりこれまで約73倍となった。契約関係を目的外使用許可によるものから入札による貸付け契約に転換し、多くの財源確保を図るべきだと思いが市長の決意を伺う。

答 財源確保を図るため、自動販売機の売り上げにに応じた額を徴収する方法を平成22年度中の見直しに向けて検討をしている。その方法として、現在、各施設管理者が許可している自動販売機の使用許可の理由を検討した上で、行政財産の目的外使用としてより以上の使用料を徴収できる方法、行政財産の貸付けにより貸付料を徴収する方法について検討を進めている。

国民が審判した新しい国政に地方自治の役割を果たすよう国に求める

小松 美紀江

ほか

問 8月の衆議院選挙で国民の暮らしや平和を脅かしてきた自公政権が国民のきびしい批判を受け、歴史的な大敗を喫しました。制度設立の当初から日本共産党が一貫して反対を貫いてきた、労働者派連法の改正、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止、そして、廃止された母子加算の復活など、人間らしく生きる権利の保障の願いは市民の切実な願いでもあり、市は新しい国政に対し強く意見を上げるべきではないでしょうか。

答 市として行うべきは市民の暮らしを守るといふことであり、言うべきことは言うという姿勢で進めていく。

学校の統廃合は慎重な対応を

◆市立小中学校の統廃合はすべての学校が対象となり、国の教育費削減のために大掛かりな動向がありました。

問 統廃合の是非について、子供の教育にどのような影響があるのか。

答 少子化が進むと、学校の小規模化による児童・生

徒同士の人間関係づくりや学習指導、学校運営の面からも活性化が難しい状況になるので、教育環境の確保を念頭に対応策について協議している。

問 学校は地域にとってかけがえのない役割があり地域を維持するために欠かせない施設である。

答 学校が地域のコミュニティの核になり、特に小学校は地域防災拠点施設も併せもっており「重要な拠点」になることは、ご指摘のとおりであり、小学校の統廃合等を行うにあたっては、十分に参酌すべきであると考えている。

問 行政や議会が一方的に進めるのではなく住民合意の尊重を正面にかかげる。などが必要ではないでしょうか。

答 今後、学校の適正規模、適正配置を進めるにあたって、庁内検討委員会での結論を得た後、議会を含め地元関係者にも十分に説明し、ご理解ご協力を得なければ進めることができないものと認識している。

問 「みのり会館」のあり方を見直すことを求める

答 同和特別法の終結から七年、現行の役割を一旦終結させ市民参加で活用の見直しを。

問 同和問題だけでなく、人権問題に関する取り組みを行っていたが、やはり検証等必要な項目もありますので、今後は見直しを考えていきたい。

問 市内遊休農地を市民農園として有効活用の計画を求める

答 本市の市民農園はすべて農園利用タイプであり、小規模なものが大部分である。近年は市民農園の好適地が少なくなったことなどにより、新しく設置される市民農園はほとんどない状態である。今後は農家、農協等の関係機関と連携し、県費補助を活用した貸し農園タイプの規模の大きな市民農園の開設について、補助事業の内容及び必要な条件等を調査、研究し、有休農地の活用に努めていきたい。

「核兵器も戦争もない世界の実現」をめざして ほか

大塚好子

問 被爆64年のいま、世界が大きく動いています。米国のオバマ大統領が「核兵器のない世界」にむけての演説を行いました。日本共産党の志位委員長は、その実現のための道筋を提起する書簡を送り米国から感謝の返事が届きました。しかし、米国が核兵器のない世界実現に向け具体的な政策を追求しているのに対して、日本政府は「核の傘」を要求。その上日米核密約文書を交わし長い間国民を欺いてきました。非核平和都市宣言をしている高砂市の市長としてオバマ大統領の演説をどう受け止められたのか。

答 唯一の被爆国である日本本の立場から、また、高砂市も非核都市の宣言をしている面から、我が国の取り組みと一致する歓迎すべき提案である。

問 北朝鮮の核実験、核密約への見解をお聞かせ下さい。

答 全国市長会において、核実験の実施に対する抗議と核兵器の廃絶を求め

る緊急決議を行っている。学校教育での平和学習の取り組みはどうされているのでしょうか。

答 教科書や資料、戦争体験者からの聞き取りを通して、戦争の悲惨さや平和の大切さ、人の命の大切さを学習している。

問 今年4月から介護認定基準が大改悪されました。介護費削減のために要介護度を低くしサービスが受けられないようにするた

答 9月15日現在、更新分として1,044人の申請を受け、そのうち「非該当」と認定された人の割合は2・8%の前年度同時期の1・9倍で、要介護1までの軽度と認定された人を合わせた割合は全体の69・3%と前年同時期より11・4ポイント増加している。

問 新規、区分変更など経過措置の対象外の方へ対応はどうされるのか。

答 市内30事業者に対してアンケート調査を実施し、21事業者から回答をいただき、うち3事業者については、基本給、手当、賞与について見直しされている。また、15事業者から年度内に処遇改善を予定しているとの回答をいただいている。

問 介護認定の新基準について

答 今回の見直しの趣旨、内容を個別にお知らせしていく。

問 介護従事者の処遇改善について

答 介護従事者の処遇改善のため3%介護報酬がアップされましたが反映されているのかおたずねします。

問 不妊治療は経済的負担が大きく公的補助の拡充が必要です。拡充を求めたいと思います。

答 市としては、現在のところ補助は考えていないが、医療保険の適用化を含め、公的補助の拡充を求めていきたい。

問 不妊治療は経済的負担が大きく公的補助の拡充が必要です。拡充を求めたいと思います。

法華山谷川及び間の川周辺の治水対策について ほか

入江正人

問 間の川区域が浸水被害に遭う大きな要素は、間の川から法華山谷川に流れ出る水門が川幅の半分にも満たない点です。ポンプによる排水よりもより有効な自然排水が出来るよう早急に対処し、浸水被害防止に努めていくべきであると

答 高潮時はゲートを閉めてポンプ排水に切り替えることから増設の効果は得られないが、引き潮となった時、水位を下げる時間の短縮に繋がると考えられることから、今後サイホンの改修に合わせ、樋門の改修について兵庫県に要望していきたいと考えている。

問 今後、間の川の浸水対策として、短期的な取り組みとしては、排水ポンプの増設、しゅんせつによる河川断面の確保、はげ口増設などを行ないたいと考えている。

答 また、長期的な対策といましては、調整池の検討や現在の普通河川から準用河川、そして2級河川の指定に向け、加古川市の協力を求めながら取り組んでいきたいと考えている。

問 市道79号線工事の再開について

答 残り区間200メートルの工事について平成22年度に水路の暗渠化工事を行い、平成23年度に下水道工事と調整の中、道路整備を完了する予定であり、開通前に交通規制の変更について公安委員会と協議を進め、信号設置について要望していく予定としている。

問 間の川区域が浸水被害に遭う大きな要素は、間の川から法華山谷川に流れ出る水門が川幅の半分にも満たない点です。ポンプによる排水よりもより有効な自然排水が出来るよう早急に対処し、浸水被害防止に努めていくべきであると

答 高潮時はゲートを閉めてポンプ排水に切り替えることから増設の効果は得られないが、引き潮となった時、水位を下げる時間の短縮に繋がると考えられることから、今後サイホンの改修に合わせ、樋門の改修について兵庫県に要望していきたいと考えている。

問 今後、間の川の浸水対策として、短期的な取り組みとしては、排水ポンプの増設、しゅんせつによる河川断面の確保、はげ口増設などを行ないたいと考えている。

答 また、長期的な対策といましては、調整池の検討や現在の普通河川から準用河川、そして2級河川の指定に向け、加古川市の協力を求めながら取り組んでいきたいと考えている。

問 市道79号線工事の再開について

答 残り区間200メートルの工事について平成22年度に水路の暗渠化工事を行い、平成23年度に下水道工事と調整の中、道路整備を完了する予定であり、開通前に交通規制の変更について公安委員会と協議を進め、信号設置について要望していく予定としている。

問 間の川区域が浸水被害に遭う大きな要素は、間の川から法華山谷川に流れ出る水門が川幅の半分にも満たない点です。ポンプによる排水よりもより有効な自然排水が出来るよう早急に対処し、浸水被害防止に努めていくべきであると

大木曾水路はパンドラの箱か ほか

北野 誠一郎

問 大木曾水路PCB汚染
汚泥処理事業は環境省
が定める「底質の処理・処
分等に関する暫定指針」に
適合しているか。

答 工法については、現地
固化処理工法で施行さ
れており、この工法は、「底
質の処理・処分等に関する
暫定指針」に適合した事業
である。

問 西港盛立地の「技術検
討専門委員会」報告書
における「PCB関係法規
の適用関係」と同様、「環
境基本法」「土壌汚染対策
法」「廃棄物の処理及び清
掃に関する法律」「PCB
廃棄物特措法」「PCB等
規制に関する県条例」これ
ら法令の適用はないのか。

答 高砂西港盛立地のPC
B汚染土に係る技術専
門委員会の報告書にある西
港盛立地の法適用の考え方
と同様に、関係法令の適用
はない。

問 大木曾水路は農業用水
路、事業主体は市単独
か。また費用負担について

どのようになっているの
か。S53年当時のように、
企業に費用負担を求める
「公害防止事業費事業者負
担法」の適用はないのか。
環境面、西港再整備と整合
性を持たせ、国、県の合同
事業とはできないか。

答 今回の大木曾水路再整
備は、老朽化した水路
の再整備が目的であり、公
害防止事業費事業者負担法
の公害防止事業に該当しな
い。

国や県との合同事業につ
いては、現在行っている調
査で複数案の概略設計を行
い、それぞれの概算事業費
を算出し、関係機関（国交
省、環境省）や兵庫県など
に、補助メニュー等の有無
も含めて、働きかけを行
いたい。

**大木曾水路の管理上の
問題について**

問 盛立地は企業の所有地
であり、一般市民の立
ち入りが、原則禁止されて
いるが、大木曾水路は水路
水路敷きに覆土を施してお

り、一般市民は自由に立ち
入りができ、遊歩道として
も活用されているが、環境
基本法、環境基準の観点か
らも好ましい管理状況とい
えるか。

答 固化処理土は、覆土及
びアスファルトパネル
で覆われており、一般市民
が直接汚染土と触れること
がないことから、人体への
影響はないと考えている。

問 今後、計画されている
高砂西港のアクセス道
の整備、沖浜平津線の南進
は可能なのか盛立地と同
様、「恒久対策」としてA
全量撤去、B現地身無害化
処理、C現地封じ込めなど
安全面、環境面を考慮した
対策を検討・市民と協議し
た上で決断を下すことが必
要ではないか。

答 固化処理土を掘削又は
移動するなどの必要が
生じた場合には、法的な整
理をする必要もあることか
ら、県及び技術専門委員会
の意見を聴いて対応を検討
していきたい。

職員のメンタルヘルス ほか

松本 均

問 日曜日や祝日、ゴール
デンウィークなどの長
期休暇の最終日の夜になる
と、とたんに憂うつ感が起
こり、頭痛やめまい、吐き
気などの症状が出るとい
う、サラリーマンの出社拒
否の典型的な状態を、サザ
エさん症候群と呼ぶそう
である。

近年、うつ病や燃え尽き
症候群ともいわれるバーン
アウト対策が、官公庁や企
業で重要視されているそう
である。こういった症状
は、仕事のできる有能な職
員や中間管理職に多いとさ
れ、体調を崩し休職を繰返
すケースもあり、スムーズ
な職場復帰は本人の努力だ
けでは困難とされる。仕事
や家庭、健康面の悩みなど
社会復帰を営むうえで誰に
でも現れるものである。

本市にあつては、職場の
メンタルヘルス、うつ対策
など、どのように対処され
ているのか。

答 職員みずからがストレ
スに対処するためのセ
ルフケアや、管理職が中心
となってよりよい職場環境
をつくるためのラインケア
が重要であると考え、メン

タルヘルス研修を実施する
ことにより、ストレスに対
する知識、問題の早期発見
スムーズな職場復帰等、メ
ンタルヘルスに対する職員
の知識や意識の向上を図っ
ている。

問 教育は人なりと、昔か
ら言われるように、
個々の教師の持つ能力が、
学校教育の成否を左右する
ものであり、学校教育とは
児童生徒や保護者はもちろ
ん、市民のみなさんからの
厚い信頼のうえで成り立つ
ものである。

今年度になり市内N小学
校の校長が、県の迷惑防止
条例で逮捕され、さらにK
中学校とH中学校の教師
が、音楽関係団体の公金横
領疑惑と、市民の信頼を揺
るがす不祥事が多発してい
る。教育長には教育行政の
信頼回復のため、いかなる
方策を実施されているの
か。

答 教職員の不祥事事件
で、教育に対する信頼
を大きく損ねたことは、誠
に遺憾に思っている。
今後は、高砂市教職員不
祥事防止委員会での検討内
容を受けながら、教職員の

不祥事の発生を防止するた
め、教育公務員としての倫
理観を高める教職員研修等
を実施し、服務規律の徹底
を図り、幼児、児童、生徒、
保護者及び地域住民からの
学校教育への信頼を回復す
るため、全力で取り組んで
いきたい。

問 市内の小中学校の施設
は、災害時には市民の
みなさんの避難場所にもな
るが、この学校や幼稚園施
設の防災防火対策は万全で
あるのか。屋内消火設備、
表示灯、自動火災警報装置、
非常放送設備などの損傷の
有無は確認をされ、適正に
補修や交換はなされている
のか。防火管理者が決めら
れるのか、消防計画も定めら
れているのか、ご教示いた
したい。

答 各学校の消防用設備に
び2月頃に委託により学校
園の消防用設備の保守点検
を実施している。点検を行
うなかで消防用設備点検結
果報告書の提出を受け、不
良箇所等指摘された内容を
確認した後、消防本部へ報
告をしている。

行財政改革について ほか

藤森 誠

危機対応業務について ほか

北畑 徹也

問 長年行革に取り組んできたが、一向に改善しない。事業費削減を主とし、長期に及んだため、改革本来の目的を見失ったのでは。目的は財政再建のはずだが、市の見解は。

答 簡素、効率的な行政体制をつくり、市民福祉の増進を図るための社会基盤、福祉の整備を行える経営基盤、財政基盤をつくるものと考えている。

問 第4次行革大綱を策定中だが、過去の反省を踏まえ、財政再建を阻害する最大要因に焦点を当て、短期集中型で進めるべきだが、市の方針は。

答 実施時期と数値目標を明確にした年度ごの実施計画を策定し、それを評価・監視し、市民に公表する中で改革を推進する。

子供達の健全育成に

CSM

問 教師の不祥事が連続して発生したが、市内小中学校の全教職員に対する専門職としての意識向上策と今後の対応について。

答 全教職員に緊急アピールを出し、県教委からの通知をもとに指導するよう、園長・校長に周知した。

今後は教職員の全体研修の開催等を重ね、不祥事発生の防止と学校教育への信頼回復に努める。

問 中学生の金銭盗難事件や集団暴行事件が発生したが、その後の当該生徒への対応、他の生徒や他校への影響についての対応策を聞く。

答 また、小学校への影響もあると耳にするが、小学校における対応策は。

答 体育大会や自主学習支援、スポーツの指導等、当該生徒との関係作りに取り組んでいる。

市内全中学校における高砂警察等を交えた生徒指導担当者会で、学校間の生徒の交流を把握し、協力して指導するように努めている。中学校生活の正常化を図ることで、小学生の中学校生活への不安を取り除き、「量販店への出入りをしない」「午後5時に帰宅する」等の指導を重ね、問題行動の解消に努めていく。

産業活力の増進に

CSM

問 毎年度執行される各事業について、市内業者を優先すべきだが、市の考えは。

答 特殊工事、大規模工事等を除いた建設工事においては、市内に本店・営業所等を有する者を入札参加資格要件とする郵便応募型条件付一般競争入札を実施している。

問 明姫幹線南地区や関電跡地などへの企業誘致と宝殿駅南や高砂駅前などの再開発を積極的に進めるべきだが、市の考えは。

答 市街化調整区域における地区計画の策定基準を作成中であり、検討を進めていく。

関電跡地についてはいろいろな場で鋭意、勧誘しているが、具体的な進出話はまだない。

駅前の整備は地域活性化の第一歩であり、特に宝殿駅については、加古川市とも協議し、進めていく。

問 市政全般に渡る政策立案専門チームを市長直轄で組織するべきと考えるが、市長の見解は

答 企画政策課にその役割があり、政策等の発信、受信を庁内的にも行っている。現行での機能をまず高めていくことが必要であると考えている。

問 昨年、高砂市内の家族が食べた「ひとくち餃子」の中に残留基準値の約300倍のメタミドホスが含まれていました。今後同様の事件発生時に集団発生も考えられるが、生命にかかわる集団食中毒発生時における行政当局の体制整備をどのようにすすめてきたか。

問 八月に発生した兵庫県西・北部豪雨で県は河川整備計画案を見直す方針を固めたと報道されている。高砂市でも過去において河川氾濫による床上浸水被害があった。高砂市のハザードマップ等の各種対応策は人的被害を想定した対策となつていますが、財産における被害、特に農地についてはどのような対策を講じられているのか。

問 一般市民向け窓口相談件数は98件にのぼり、市民の不安に対して行政側から十分情報提供されていますか。

答 まず受診医療機関から加古川健康福祉事務所に通報、届け出が入り、立ち入り調査の上、患者に対する健康調査をすることとなっている。また、休日、夜間でも対応できるシステムになっており、結果を踏まえ、市健康増進課にメール等により連絡が来る流れとなっている。

答 台風や集中豪雨などで農地が被災した場合、1箇所の復旧工事が40万円以上かかる場合は、国の農地災害復旧事業により補助を受けることができる。復旧工事は、市や農協が事業主体になり実施するもので、この場合、農家の負担率は50%以内となる。また、水稲の被害に関しては、東播磨農業共済事務組合が農業災害補償法に基づき実施している水稲共済制度があり、被害の程度により、最高70%まで補償される。

答 広報たかさご、自治会の回覧、市ホームページ、防災行政無線、BANBANテレビ、防災ネットワーク、報道機関等々あらゆる情報媒体を活用し情報提供していく。

問 本件において市民にどのように情報提供していくのか。

問 刻々と変化する新型インフルエンザ対策の広報・リスクコミュニケーションをスピードある伝え方、頻度は。

答 国、県と十分な情報交換を行うとともに、感染拡大に注視し、関係機関と緊密な連携、調査、連絡、調整を行いながら、必要な情報を適時、市民に提供していく。

答 企画政策課にその役割があり、政策等の発信、受信を庁内的にも行っている。現行での機能をまず高めていくことが必要であると考えている。

答 国、県と十分な情報交換を行うとともに、感染拡大に注視し、関係機関と緊密な連携、調査、連絡、調整を行いながら、必要な情報を適時、市民に提供していく。

答 国、県と十分な情報交換を行うとともに、感染拡大に注視し、関係機関と緊密な連携、調査、連絡、調整を行いながら、必要な情報を適時、市民に提供していく。

「地域文化財」制度の導入を ほか

木谷 勝郎

問 高野孟氏は、戦後体制を明治以来の官僚主導体制と置き換え、戦前の臣民は戦後に国民となり、高度成長期にはそれは社員と重なりあったが、1980年前後日本が成熟先進国の仲間入りを果たした辺りから、国民ないし社員は市民へと変貌し始めた、という時代状況が今回の政権交代の背景にあると論評していますが、政権交代に対する市長の見解をお尋ねします。

答 国民から市民へという時代認識とまさしく合致しているというふうにいる。思っている。

問 中央集権から地域主権へ、国家・会社中心から市民中心の社会への変革という認識から、「子供手当」に対する市長の評価をお尋ねします。

答 現実的な経済的支援だけでなく、企業の理解を得ながらも仕事優先の社

会のあり方の改革を図っていかねばならないという提示をされたと思っております。

問 市指定文化財40のうち35が寺社関連です。現在の高砂市の大半が海岸線の後退により形成されてきた歴史を市民の視点から把握するという文化財行政の変革が必要ではないか。

答 常に市民の視点に立ち、文化財行政に取組んでおり、法律・条例上の規定に基づき、専門家の力を得ながら実施しているところである。

問 街の歴史が急速に失われている現状から、県でも未指定文化財の保護が課題となっており、神戸市のような「地域文化財」制度を導入すべきではないか。

答 本市の場合は、文化庁委託「文化財総合的把握モデル事業」も実施しており、指摘の件は、研究課

題として検討していきたい。

問 豊かな税収からすれば、非効率な財政運営ではないか。

答 現実の財政運営は、改善を繰り返さなければならぬ状況にあるということは事実であると認識している。

問 自主的な財政計画と目標設定のため、財政健全化条例を制定すべきではないか。

答 現時点で条例を制定する考えはない。地方財政健全化法に基づき、四つの指標による財政状況の判断、財政状況の公表を行うとともに、中期財政計画に基づく計画的な財政運営、行財政改革の着実な推進、監査委員及び議会によるチェックを通じて、財政運営の健全化に取り組んでいきたい。

水害対策について ほか

鈴木 利信

問 今回の台風と同様の降雨量があった場合には、どのような被害状況が生ずるのか。

答 河川洪水ハザードマップに、一級河川加古川以下市内の中小河川がはん濫した場合と、二級河川がはん濫した場合の浸水想定区域を地図で明示している。

問 佐用町のような危険箇所についての調査と、対象地域に対する告知はあ

答 避難勧告・避難指示については、防災行政無線や市広報車、マスメディア等最大限活用しお知らせする。

問 今回の教訓として、大水害が発生した場合の避難方法を再検討する必要

答 台風等被害が予測される場合、6時間前から自主避難場所として、各公民館を開放する。

ポランティア活動の推進について

問 子どもにも、災害ボランティア等に進んで参加・体験をさせるような方策をすべきでは。

答 各学校において、それぞれ地域や学校、児童生徒の実情を踏まえて適切に判断するとともに、教育計画に基づき、教師の適切な指導のもとで実施することが大切である。

問 高砂市の災害ボランティアの応募状況は。

答 個人31名、団体12団体の登録申請をいただいている。

問 高砂市として、組織的に他市の災害の救援を積極的支援していく姿勢が必要だと考えるが、市長の見解は。

答 今回の佐用町の災害に対しては、高砂市として各災害協定に基づき職員の出遣を実施している。水道給水活動、廃棄物処理活動、消防活動、被害家屋調査及び被災証明発行等の事務援助について協定により適時職員を派遣。

本市では災害救援策の一環として、本年1月に県外8府県9市町と「市町村広域ネットワーク災害時相互応援に関する協定」を締結している。今まで兵庫県下の自治体との協定締結であったが、大きな災害が発生した場合に同時に被害に

見舞われる可能性が高いことから、県外自治体との相互協定を締結し、積極的な支援体制を整えている。

地球温暖化について

問 温室効果ガス25%削減に対する高砂市の現状と対策は。

答 市の施設としては、CO2排出量全体の7割弱を占める美化センターの対策が重要課題であり、ごみ減量化に向けたさらなる推進が必要である。また、高砂市の地域特性としては、製造業が排出する温室効果ガスの比率が他市に比べても非常に高い状況で、製造業での温室効果ガス削減対策が計画策定の重要課題となると考えている。

問 総合的な検討委員会を発足させる必要があるのでは。市内の民間企業との連携状況は。

答 現時点で温室効果ガス削減のための市内企業との具体的な連携はないが、計画策定段階において全庁的な仕組み・体制の構築、企業との連携、市民参加を得て地域全体における温暖化対策推進の気運を高めていきたい。

委員会審査の概要を報告します

委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に専門的に審査を行います。

第2回臨時会

総務常任委員会

当委員会では2日間にわたり、補正予算1件を審査しました。主な論点は以下のとおりです。全会一致で可決となりました。

- **法人市民税の税収見込みについては**当初に比べて6億円減収予定であり、市税償還金が当初よりも3億円増加予定で、併せて9億円の歳入が減るといった状況を踏まえ、早急に財政対応をすべきとの指摘がありました。

副市長にも出席を求め、財務部長名で「平成21年度予算の執行等について(緊急通知)」という文書も送付されたとのことであるが、政策会議も開催せず、本来は市長か副市長で出すべきであることが指摘され「全庁的に厳しい財政議論を行い、3月までの執行・補正については財政的に慎重に留意する」との答弁がありました。

- **財政調整基金の残高については**、10億7,191万3,000円ということが報告されました。20年度当初予算の財政調整基金からの繰入れが18億円という前例を見ても、22年度予算編成に向けて危機的な状況であり、当局からは「20年度決算剰余金の全額の繰り越しをめざす。減収補てん債の活用により、着実な財政運営に努めたい」との答弁を受けました。

文教厚生常任委員会

- **女性特有のがん検診推進事業**においては、受診率50%の根拠について、がんによる死亡者20%減少を目標としており早期発見を行うための受診率を50%と定めたものであるとの報告を受けました。委員からは、幅広い年齢層での受診率向上につなげていただきたいとの意見がありました。
- **教職員不祥事防止推進事業及び研修事業**については、情報の共有化が出来ていない、実態把握ができていない点がある等の指摘がありました。当局からは、服務規程に基づいた綱紀粛正を含めた不祥事防止委員会を設置するとともに、継続的な取組みとしていきたいとの答弁がありました。
- **小学校施設建設事業**については、改築工事執行スケジュールを二週間程度執行を前倒ししたプロセスをしているとの説明を受けました。また、設計後のPTA等の対応については、再度意見を求めるとともに、可能な面は対応していきたいとの答弁がありました。さらに、全室空調化については、現段階では盛りこんでいないが、配管等のスペースは確保している。特別支援教室については空調設置予定としているとの答弁がありました。

9月定例会

総務常任委員会

総務常任委員会に付託されました、平成21年度一般会計補正予算及び、事件議案3件、条例議案4件について、本会議の質疑を踏まえ、参考資料の説明も受け、審査の結果、平成21年度一般会計補正予算、事件議案3件については、全員異議なく原案了承しました。

条例議案4件の内、2件については、原案訂正の結果、継続審査となりました。他の2件については、全員異議なく原案了承しました。

また、当委員会に付託された陳情については不採択と決しました。

- **条例議案の審査における継続審査について**

債権管理条例を定めることについて、特に私債権において、議決を必要とする①債権放棄の限度額②訴えの提起の専決額は議会の権利と責任であり、慎重な審査を行うために継続審査となりました。今後、しっかりと議論をしていきます。

文教厚生常任委員会

当委員会では、3日間にわたり、動産の買い入れ2件、条例議案1件と補正予算を審査しました。9月に民主党中心政権が誕生し、自公政権時の補正予算の見直し、執行停止が予想される中での審査となりました。高砂市として、今後の国等の動向にかかわらず執行を行うもの、今後の国等の動向を判断した後に執行を行うものとするものに区分され、議論がされました。

- **動産の買い入れ**では、小・中学校におけるサーバー及びコンピューター購入で、国からの交付決定がない状況下で事業を執行していた事実がありました。このことは、高砂市財務規則に抵触していることから今後事務執行については、十分留意するように指摘を行いました。
- **さつき保育園移転改築設計委託料**について、設計単価が高いのではないか、に対し、資料の説明を受け、了としました。

- 後期高齢者医療事業特別会計では、反対者からは、設置当時から高齢者に評判が悪いこと、民主党も廃止を打ち出している等の意見がありましたが、賛成多数で可決されました。
- 報告事項では、新型インフルエンザに関しての「発生時に対する対応」「健康管理マニュアル」「ワクチン接種事業について(案)」について説明を受けました。

建設経済常任委員会

当委員会に付託された平成21年度補正予算4件(一般会計・下水道会計・水道会計・工業用水道会計)については本会議での質疑を踏まえ、参考資料の説明も受け、審査の結果、全員異議なく原案了承しました。また当委員会に付託された陳情の2件のうち、1件を継続審査とし、1件を不採択としました。

- 高砂西港底質調査につきましては、県、高砂西港再整備推進協議会、高砂西港再整備技術専門委員会と、連携して今後の対応を進めていきたい。また、今回の調査結果については、議会への報告、市民への広報を速やかに行うとの答弁がありました。
- 阿弥陀小学校周辺道路整備については、教育委員会と十分協議し、歩道橋も含めた通学路の安全対策を万全に行っていくとの答弁がありました。

参考人公聴会で意見を聞きました

行財政調査検討特別委員会では市民に開かれた議会をめざし、議会改革の議論を進めました。その中で、「議員定数問題について」議員推薦2名、「開かれた議会について」公募3名と議員推薦8名の方からご意見をいただきました。

高砂市議会では皆様のご意見を参考にしながら、市民に開かれた議会に向けて努力してまいります。貴重なご意見、誠にありがとうございました。



高砂市議会議長
生嶋洋一様

平成21年9月14日

行財政調査検討特別委員会
委員長 井奥雅樹

行財政調査検討特別委員会報告書(抜粋)

本委員会は、「行財政についての総合的な調査研究」を目的として、平成21年3月定例会において設置され、平成21年3月31日に第1回の委員会を開催して以来平成21年9月8日まで計21回にわたり委員会を開催し、調査研究を行った。

については、調査研究した結果についてまとめたので、次のとおり報告する。

1 特別委員会設置等

略

2 特別委員会で取り上げたテーマについて

委員会で議論を行ってきたテーマは以下のとおり。

- (1)ごみ処理関係について
- (2)市民サービスコーナーについて
- (3)学校の適正規模、適正配置について
- (4)幼保の統廃合について
- (5)市民病院について
- (6)図書館について
- (7)第4次行政改革について
- (8)議会改革について
- (9)補助金のあり方について
- (10)人権施策について
- (11)まちづくりについて(農地法改正、明姫幹線南地区事業、ユー・アイ・タウン構想)
- (12)土地開発公社について
- (13)施設利用振興財団、勤労福祉財団について

そのうち、(1)から(6)に関しては中間報告において報告を行い、その後、行政から反映についての回答も得た。

また、この回答をもとにして、教育委員会と懇談も行った。

(7)以降のその他の課題について、順次報告する。

3 (7)第4次行政改革大綱について

数度にわたって議論をしたが、大きなポイントである「中期財政計画の財源不足額に相当するだけの改革案」が未成熟なため、9月8日現在でも素案すら示されない状態である。

当局の議論の未成熟さや決断の先送りを批判したい。

市民からも「本来ならば行政側から早く案を出すべきであった」との発言があった。

そもそも、当委員会の発足は「2009年6月に議会に計画を示して、平成21年度(2009年)中に実施する」という第4次行政改革大綱を議会として議論するためのものであった。当局のさらなる努力を求める。

何より毎年の予算編成の調整に頼ることなく、中長期の理念を市長がしっかりと持つことが必要である。

4 (8)議会改革について

■定数削減について

議員定数の削減については、人口や面積のバランス、他市の動向をふまえ定数2削減で提案する。

市民からは「以前に定数削減運動を市民レベルでおこなったが、議会では否決となった」「国も小さな政府を目指そうという考えがあり、そういう方向に全国的に動いている」「議員活動を根本的に考え直してほしい、本当に民意を聞く活動をしているのか」という削減賛成の立場からの意見があった。

報酬については「数を減らして報酬はそのまま」とした意見もあった。

一方で削減反対の意見もあった。

反対の立場の市民からも「地方自治法で上限が定められている定数を法の精神に反して減らすことになる」「定数削減も行政改革の一環として提案されているが、一般会計全体に占める議会費は1%程度である」「立候補しやすい機会が保障されなくなる」とあった。

また、「経費削減であれば報酬削減の方がよしまし」とした意見もあった。

なお、委員会全体の合意として、削減か現状維持のいずれにしても議員が日常的に、あるいは議会全体として市民の意思を反映させる努力を続けなければいけないのは当然である。仮に削減が実施されるとしても、そのことによって議会が市民に遠い存在になってはいけない。

いずれにしても、改選時期まで1年を切っている中、削減か定数維持かは今年9月議会中に結論を出すことをのぞむ。

■議会改革について

高砂市は資料の提出、議会と行政の緊張関係、活発な質疑といった意味で他市にも誇れる議会運営の伝統がある。

しかしながら、休憩への批判が陳述会での市民意見で多く見られたように、現状の議会運営にも課題が多い。「なあなあ」「シナリオどおり」の形式的な議会運営ではなく、一方で市民が傍聴しても論点がわかりやすい議会運営の改革に向けて、さらなる努力がのぞまれる。

そこで、委員会としては以下の提言を行う。

9月より改選となる新しい議会運営委員会でさらなる議論を行い、かつ部分的な試行を繰り返しながら提言を受け入れた改革を進めていただきたい。

実施にあたっては、会議規則の変更などさまざまな手段の検討が必要であろうが、そうした研究も同時に行うことを求める。

(提言内容)

□質疑について

○通告制とセットで時間制を導入する。(「総括質疑」といった名称を使う)

ただし、重要な論点に対しては、別の時間帯で「3回質疑」を行う。

(案)

【総括質疑】

歳出1款から3款といった現在の区切りで、1人10分(質疑のみ答弁含まず)質疑は会派単位で行う。

ただし、会派間の時間融通も議会運営委員会で承認の上認める。

集中質疑の時は、他会派による関連質疑やその場での資料提出待ち時間は認めない。

休憩も定例休憩以外は行わないこととする。

【集中質疑】

一定の区切り(一般会計終了)の時点で議会運営委員会を開催し、重要論点に関して現行の質疑3回制度に基づく質疑を行う。(「集中質疑」といった名称を使う)

(案に沿った流れのイメージ)

議長による質疑内容の宣言→各部長による説明→総括質疑→議会運営委員会(論点の設定)→集中質疑→委員会付託

※総括質疑は、全員協議会の「一般会議」でも適宜導入する。

□代表質問・一般質問の一問一答制度、夜間休日議会の導入など

【一問一答制、登壇】

代表質問の2回、一般質問の3回の制限をはずし、一問一答制度とする。

1回目も登壇するかどうかは自由とする。(自席の場合は原稿読み台を備品として考える)

【時間制限の導入】

時間制限を導入し、代表質問は1時間(質疑のみ答弁含まず)、一般質問は30分(質疑のみ答弁含まず)とする。

【一般質問、代表質問】

一般質問、代表質問は可能な限り夜間休日議会で行う。

【テーマの設定】

テーマに関しては「集中テーマ」を議会運営委員会で1本~3本設定し、質問者はそれに沿った質問と自身の興味のある質問を組み合わせる質問する。

□資料請求

○議会運営委員会後に熟読期間を設け、可能な限りの資料要求をその時点で受ける。

議長団や議会事務局と当局は、資料要求表の資料が適切に提出されているかどうかをチェックして総括質疑にのぞむ。

※総括質疑の時間中も議論の流れの中での資料要求は認め、集中質疑の段階で提出する。集中質疑以外のテーマについては、委員会で提出して議論する。

□討論

○当初予算の一般会計など議会運営委員会で定めた重要案件に関しては、各会派による討論を行う。この討論に関しては、会派名や所属議員名も含めて議会だよりに掲載する。

□会派単位について

○代表質問を除き、総括質疑や討論においては少数意見も配慮して、1人会派も会派として認めて運用する。

□日程について

○遵守が基本である。ただし、二点で留意が必要である。

まず、特に議会運営委員会が議案の困難度なども含め、十分な議論の上で日程を設定することがのぞましい。

次に、行政側の報告ミスや重要事件の発生など突発的事項においては「日程ありき」ではなく、審議内容を重視すべきである。

集中質疑や全員協議会、諸報告の活用なども考え、議会運営委員会の役割はここでも大きくなる。

□教育委員会委員長の出席

○節目の際には出席いただく。

3月当初の教育費の審査、重要な時の全員協議会など。

□政策立法の重要性

○議会の役割として政策的な条例の立法がますます重要となる。

市の「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」の立法経験を活かし、地方自治法の追加議決条項（第96条第2項）の活用なども研究すべきである。

■市民に開かれた議会について

当委員会では特に市民に開かれた議会に向けて議論を成熟させるために、市民からの意見を募集する「公開参考人陳述会」を実施した。

その主な内容と提言への反映状況は別紙に記載した。

また、委員会としてはそうした声も受け、以下のような改革を求める。

□インターネット放映について

市民に開かれた議会を実現するために、現在より開かれた広報を実現する必要がある。

経費の調査を行い、適切な方法を検討する。

なお、議会費全体の費用を考え、定数削減あるいは報酬削減により議会費全体の削減を実現し、その上で広報費を捻出することがのぞましい。

(例えば、定数2削減、あるいは報酬10%削減で年2000万円の効果。そのうちの1/4として500万円程度)

方式としてインターネット放映が考えられる。

いずれにしても、録画中継という方式で議会開催後の翌月をめどに行う。

また、休憩や審議中断は好ましくないで、初日の説明、時間制導入後の質疑、あるいは一般質問、討論採決といった限定した内容がふさわしいと思われる。

なお、現在でも録画された内容については無償配布しているので、もっと広報をすべきである。

さらにDVDなどの放映装置を導入し、公民館など公的施設単位で議会開催の翌月より録画されたものを流すことも検討すべきである。

インターネット中継と公民館など公的施設での放映については、22年度に一部試行し、23年度中に導入すべきである。

□傍聴について

傍聴活動の推進は市民に開かれた議会の根本である。

しかしながら、「議会に来てても休憩ばかり」「資料がないので何が議論されているのかわからない」「せっかく傍聴に来てても聞いただけで終わる」という市民の声を聞く。

そこで、傍聴に来ていただく活動を推進すると同時に傍聴に来て市議会での議論がわかりやすくする対策を実施する。

[1] 休憩時の説明

・議事進行を行う議長あるいは委員長は、休憩の際には、休憩の理由や再開時間のめど、再開時のお知らせ方法などを説明するように努める。

なお、予定された本会議での休憩の場合は、議長の進行手持ち資料にも反映させる。

・議会事務局は上記の配慮が実施されるように事務的に議長あるいは委員長と相談する。議会時のみの臨時職員配置（仮称「議会コンシェルジュ [案内人]」）も考える。

※説明の職員は議会案内の腕章や名札をつけて傍聴人にわかりやすくし、議長や委員長と連絡して再開のめど（最低〇分）などが説明できるように努める。

[2] 議会資料の閲覧

・議会での議論をわかりやすくするために「議会資料の閲覧」を本議会、全委員会で実施する。

最低限、その日最初の資料はファイルにて閲覧可能にすることとし、随時提出された資料に関しては、休憩など節目の時期にファイルに追加されるように努める。

また、部数に関しても傍聴人の人数などで配慮する。

・議会資料の配布に関しては、現在も本議会や委員会終了後に「情報公開コーナー」での請求という方式で実施している。閲覧資料のファイルにも説明を書くなどして現状の方式をさらに広報する。

・委員会での議員名札導入により、発言者がわかるようにすべきである。

【3】市役所側の議案の説明について

- ・議案説明の方式を変更し、「市民への説明」にふさわしい方式にすべきである。
現在は延々とした市役所側の説明が続き、議会のスピード感を損ね、傍聴時の退屈感を増大している。議案説明の目的を「議会を通しての市民への説明」と再定義し、説明方式を簡潔にわかりやすくすべきである。
具体的には、現在の一つずつの事項説明ではなく、当初予算であれば「予算の政策目的」を各部局長が宣言するとした方式がのぞましい。
いわば市長の提案理由説明の部局長版とする。特に教育委員会においては教育委員長が出席して政策意図を説明すべきである。

【4】傍聴しやすい議会開催について（夜間、休日議会など）

- ・議会傍聴の推進のために、働いている人や子育て中の方が傍聴しやすい議会開催に努める
具体的には、代表質問や一般質問、あるいは一般会議は土日、休日、あるいは夜間の時間帯での実施を考える。
ただし、職員の疲労や時間外手当発生も考え、幹部のみの出席など運用に工夫が必要である。
- ・上記の議会の際には、事前申し込みをもとにした保育士の配置、手話、字幕上映など子育て中や障がいをもつ方の参加しやすい方式を配慮すべきである。
- ・傍聴しやすい議会開催のために、日程についての目安を定めることも必要である。
原則として定例議会は○月第◎週△曜日とか、閉会中の委員会審査も毎月第◎週△曜日といった形である。当然変更はあるとしても、一つの目安を示すことは傍聴者を増やすことに役立つであろう。
また、一般質問、代表質問（可能ならば本会議質疑も）のおおまかな内容の公表も考えるべきである。HP、公的施設の掲示板を活用することも必要である。
一般質問や陳情、請願の委員会審査の日程は固定化し、陳情者や請願者にも知らせるべきである。また、休憩中の主旨説明も行うようにすべきである。

【5】傍聴人の発言について

- 市民の参加意識の向上、傍聴時の満足さから考え、傍聴人の発言は議長や委員長の秩序の中で導入していくべきである。
方式としては、現在も行われている休憩中の発言（いったん休憩を取り、傍聴人の発言を求め、場合によっては委員長が記録に残す）という形のぞましい。
ただし、運用については配慮がのぞまれる。一般会議、あるいは委員会での報告事項や委員会勉強会など「意思形成過程」で市民の意見を議会として聞くという場がふさわしい。また、請願や陳情で請願者や陳情者の意思を確認する目的での発言も積極的に導入すべきである。
ただし、賛否に関わる部分は、感情的なやりとりになる危険性もあり、委員長の厳格な秩序維持が前提である。
なお、法的にも認められており、運用実績のある参考人質疑や公聴会も積極的に導入すべきである。

【6】日程のお知らせ

日程のお知らせなどのために、公民館などの公共施設に「議会専用掲示板」を設置し、各種お知らせを行うべきである。

□議会報告会の実施について

- ・市民に開かれた議会として、議員が自ら議会での審議や議会としての考えを示すことは非常に重要である。特に市長と市職員と議員の役割が混同されている地方自治においては、二元代表の片方の意思を市民に説明することはこれからますます重要になる。
市内に出張して議論を行う議会報告会の実施を研究すべきである。
ただし、議会として一致したテーマ（議会改革の報告、総合計画における議会の役割部分など）、公平性が担保されることがふさわしい。先進地のように出席議員の選抜くじの導入、自分の地元以外の場所へ出席する、議員個人の意見を述べず議会としての考えを紹介するといった方式がのぞましい。
他にも市長の地域ミーティングに正式に議員が説明員として出席するといったやり方での実施も考えられる。
実施にあたっては、条例化なりの法的、制度的位置づけが必要である。
また、実施をしない場合は責任をもって市民に公開する方式を考えるべきである。

□その他

○全員協議会の位置づけの再確認と一般会議の実施

- 全員協議会が「市政の報告の場」であるのか、「意思形成過程」なのかがあいまいになっている。全員協議会を明確に「市政報告（と一定のやりとり）」と「一般会議（意思形成過程のやりとり）」に区分し、議長が招集するとした原則を確認すべきである。
具体的には、現在のように「市長が開催を要望」という形を改め、議長が開会を宣言し「本日の報告事項は◎◎件、一般会議事項は◎◎件。詳細については市長に説明させます」といった形で始めるのがふさわしい。
特に一般会議においては、全会派からの意見を求めることがふさわしいので、議会改革で検討中の会派による時間制導入も考えるべきである。
一般会議については、場合によっては市民の意見聴取も検討すべきである。
また、議事録についても本会議と同様にインターネットでの公開をすべきである。

○議会基本条例について

- 全国でも先進自治体が導入されている。今回の特別委員会でも学習と意見交換を行ったが、引き続き研究を続けるべきである。
ただ、高砂市の場合は条例化よりも実態としての運用を優先させることとする。
まずは「市民に開かれた議会（インターネット放映）」「一問一答」「議会報告会」「一般会議」といった先進施策を実質的に導入する。これは条例化と同等の公開制を持つ「議会運営委員会での申しあわせ」などによって行う。（ホームページでの公開など）
こうした作業の上で定着や運用実績をみながら議会選挙による改選もはさみながら、3年後をめどに条例化の議論を再度行う。市民からは「早急な実施を」との声もあった。



5 (9)補助金のあり方について

委員会提出資料によれば、高砂市全体の補助金額は、平成19年度決算ベース総額5億6千万円（うち一般財源4億1千万円）にものぼる。ここにメスをいれない限り、行政改革は進まない。

第3次行政改革大綱では「サンセット方式（期限を区切つての支給）」導入が提案されている。また、全庁的に「補助金についての評価を実施し、結果を集約する」という形で、各部ヒアリングをしているという状況は確認したが、各部の担当者が見直しをする形であり、十分な議論が行われているとは思えない。現状維持を第一にする可能性が大きい。

まず、事業ごとに補助金要綱を整備することが必要である。

また、補助金の導入の経過の確認、現状の意義など必要性の議論を再度確認すべきである。

次に22年度予算段階、少なくとも22年度中に方向性を出すことが必要である。

最低限、担当以外の職員、市民も巻き込んだ議論の場が必要である。

特に市観光協会、市人権教育協議会などは事業仕分けの対象でもあり、改廃についての結論を出すべきである。

千葉県我孫子市のようないったん全廃し、市民委員会で復活するものを検討するという先進事例なども研究し、根本的な見直しをはかるべきである。

6 (10)人権施策について

同和対策特別措置法の失効に伴い、広く人権一般に施策を展開する方針にもかかわらず、前例主義として十分な見直しや転換が図れていない部分がある。

まず、みのり会館における人員配置を根本的に見直すべきである。サービスコーナーですら来年度から嘱託職員1人、臨時職員1人という配置を考えている中、正規職員2人、嘱託職員2人の配置はバランスを欠く。配置の根本的な見直しが必要である。

次に、みのり会館における事業も見直しが必要である。例えば、健康増進事業においては「米田地区、中筋地区」のみが対象となっており、理解しがたい。

例えば「障がい者関係健康相談」や「在住外国人健康相談」のような市民のニーズに合い、人権施策として適切な事業執行に努めるべきであろう。みのり会館の運営委員にも特定の団体より3名というのもバランスを欠くので、根本的な見直しと広く新しい人権団体にも門戸を開くべきである。

また、校区人権協議会に関しては、委託費という性質も含め、各自治会に広く薄く渡すといった安易な事務執行にならないように、かつ先進的な取り組みをしている校区をモデルに底上げを図ることがのぞましい。

7 (11)まちづくりについて（農地法改正、明姫幹線南地区事業、ユー・アイ・タウン構想）

民間への柔軟な参入を認めた農地法改正については、「自給率の低下や遊休地の増加など日本農業の問題点への解決の一步」と評価する一方、「企業による経済優先の農業政策であり、問題点が多い」とする批判もあった。

しかし、いずれにしても都市計画法の改正も含め、「農地保全」「開発抑制」という国全体の流れは確かである。その中で高砂市が長年追求めてきた「明姫幹線南地区の市街化区域編入」や「小松原区画整理事業」構想も根本的な計画見直しが必要となる。

ユー・アイ・タウン構想にしても、当初の計画実現が不可能な部分に関してはすでに実績のある都市計画の変更も含めて、より良いまちづくりの構想が必要となる。具体的には、複合福祉センター（仮称）を中心とした福祉ゾーンのあり方が問題となる。

小さな開発を積み重ねた結果、道の行き止まりが多いなど高砂市のまちづくりとして反省点も多い。住民の求めているところ（合意形成）とリーダーシップを発揮して方向性を示すこと（統治能力）とのバランスをいかにしてとるかがポイントとなる。

いずれにしても、総合計画および都市計画マスタープランの策定時期である来年度までの期間に市民や議会、行政がしっかりと議論を行う必要がある。

8 (12)土地開発公社について

「米田多目的広場」「高砂港駅跡地」「ユー・アイ・タウン整備用地」の3つの大きな土地問題を解決することが必要である。市としても事業化の時期を明示することがもっとも重要であるが、一方で事業化が実現できない場合の対処策も必要である。

きちんと事業化をできない理由を市民や議会に明示し、その上で売却や賃貸といった手法にかかることがのぞましい。いずれにしても、来年度までに策定予定の土地開発公社の計画の素案を早急に市民や議会に示すべきである。

9 (13)施設利用振興財団、勤労福祉財団について

公益法人をめざすという方針が示されているが、公益性のある事業が半分以上を占めることが大きな条件であり、現在の状況では、到底認可される状況にはない。法人格のみとなる一般財団法人となる可能性が大きい。

この場合は、財産要件は必要なくなり、1億円の出資の意味はない。

高砂市としては、22年度中に「公益法人」「一般法人」「解散」の3つの選択肢から意思を示すべきである。

また、勤労福祉財団が目指していた「勤労者の福祉」というのは、企業福祉が不十分な中小企業労働者への福祉であったが、現在はその意義は少なくなっている。

施設利用振興財団との統合や出資金（特に施設利用振興財団の1億円）の返金など、法律改正の経過措置期間（平成25年11月末まで）の間に根源的な議論が必要である。

少なくとも、22年度中あるいは23年度の早いうちに意思表示が必要である。

なお、委員からは解散に関しても議論をすべきではないか、また、存続するにしても、理事会、評議委員会のあり方、市との関係については、根本的に考え直すべきであるとの意見もあった。

10 最後に

中間報告、そして今回の報告を通じて特別委員会で取り上げた課題は市政の重要な課題といえる。特別委員会としては第一段階の議論を成熟させたという役割を報告するとともに、今後は市議会で継続して議論することを求める。

特に市民サービスコーナーの問題は今年12月に予定されている条例提案に向けて行政に議論を成熟させる努力を求めたい。

また、本委員会の大きな目的である第4次行政改革大綱においては、行政の内部調整のまずさから当初のスケジュールから大幅に遅れている状態であり、十分な議論ができなかった。

これもまた今年12月には大綱を示すということであるが、11月臨時会をめぐりに素案を提示すべきである。

今後も、行政の努力を求めるとともに、市議会においても当委員会に代わる専門の委員会を設置して、議論を成熟させる必要及び行政改革の執行を監視する必要性を提言する。総合計画の議論ともあわせ、意思決定機関としての役割を果たすべきである。

以上で、委員会の報告のまとめとする。

記名投票結果

※議長は投票できません

専決処分をしたものにつき承認を
求めることについて

第5回平成21年度高砂市一般会計補正予算
(職員互助会訴訟経費及び市道上において発生した
事故の損害賠償)

賛成者

松本 均	今竹 大祐	入江 正人
近藤 清隆	三上 秀昭	横山 義夫
福元 昇	鈴木 正典	西野 勝
北畑 徹也	池本 晃	藤森 誠
橋本 芳和	八田美津子	砂川 辰義

反対者

北野誠一郎	木谷 勝郎	鈴木 利信
秋田さとみ	大塚 好子	小松美紀江

高砂市議会議員定数条例の一部を改正
する条例を定めることについて

賛成者

今竹 大祐	入江 正人	池本 晃
北畑 徹也	藤森 誠	横山 義夫
松本 均	北野誠一郎	木谷 勝郎
鈴木 利信	秋田さとみ	橋本 芳和
八田美津子	砂川 辰義	近藤 清隆
三上 秀昭	福元 昇	鈴木 正典
西野 勝		

反対者

大塚 好子	小松美紀江
-------	-------

総合計画策定等調査検討特別委員会

◎委員長 ○副委員長

第4次総合計画策定に向け、策定基盤となる諸課題について調査研究を行います。

◎八 田 美津子
松 本 均
大 塚 好子
近 藤 清 隆

○鈴 木 正 典
木 谷 勝 郎
入 江 正 人
藤 森 誠

人事
○公平委員会委員を選
任するにつき同意し
ました。
高砂市荒井町中新町
松尾嘉彦



中須多門議員逝去

去る七月三十一日逝去された中須多門氏(荒井町中町 六十五歳・政和会)の追悼演説が、第二回臨時会の初日の七日、全議員を代表して政友会の池本晃議員により行われ、あらためて故人の遺徳を偲びました。故中須氏は昭和四十九年七月に初当選以来八期当選。この間、昭和六十一年に市議会議長を勤められたのをはじめ、議会選出の監査委員や各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長等を歴任、市政の発展と住民福祉の向上に多大の貢献をされました。故中須議員のご冥福を謹んでお祈りしたいと思います。

決議のこと

第2回臨時会において決議しました。

●核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める決議

内容については高砂市議会ホームページをご覧ください。高砂市議会事務局までお問い合わせ下さい。

高砂市議会からのお知らせ

高砂市議会本会議記録の公開

高砂市議会の会議記録は冊子の形で図書館や各公民館に配置して、市民の皆様にご覧いただけます。また、高砂市のホームページ上では、本会議記録の検索システムを導入しています。これは平成12年3月定例会以降の本会議記録について、様々なキーワードから検索できるというもので、簡単に審議の状況を確認いただけます。(9月定例会の会議録は12月に完成する予定です。)

高砂市議会本会議映像の提供

平成18年6月定例会より高砂市議会本会議等の録画をしております。映像記録の交付を希望される方は、複写のためのVHSテープまたはDVD-Rのディスクと申請書を添えて議会事務局まで申し出てください。申請後約10日程度でお渡しできます。ただし、本会議の会期中は複写などの作業ができないため、会期中の申請は、閉会日の翌日に申請されたものとして処理いたします。なお、正式な記録が必要な場合は会議録をご覧ください。

本会議・委員会はどこでも傍聴できます

次の定例会は12月に開会の予定です。日程その他詳しいことは443-9051(議会事務局)までお問合せください。

高砂市議会のホームページ

<http://www.city.takasago.hyogo.jp>